

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.125

【事務局】北海道立消費生活センター <https://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

「2 時間後に電話が使えない!？」個人情報聞き出す不審な電話にご注意!

独立行政法人国民生活センター 注目情報(2024 年 12 月 19 日:公表)

相談事例

(1)総務省をかたる不審な電話

自宅の固定電話に総務省を名乗り「これから 2 時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。非通知設定からの着信だった。突然通信できなくなることはないはずなので、明らかにおかしい。総務省をかたっていると思い電話を切ったが、他にも同様の電話がかかる可能性があるので情報提供したい。(2024 年 10 月受付 70 歳代女性)

(2)NTT をかたる不審な電話

「2 時間後にこの電話が使えなくなる。オペレーターと話す方は 1 番を押すように」という自動音声の電話がかかってきた。1 番を押し、男性のオペレーターとつながった。内容を確認してもらうために住所、氏名、生年月日を伝えた。相手にどこからの電話であるかを確認するため、電話番号や会社名を尋ねたが、NTT カスタマーセンターとしか言わず、その後「間違いでした」と言って一方的に電話を切られた。個人情報を伝えたので、今後、請求書などが届くのだろうか。また、個人情報が悪用されてしまうのだろうか。

(2024 年 10 月受付 50 歳代女性)

消費者へのアドバイス

NTT 東日本および NTT 西日本から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンや SMS を使って連絡することは絶対にありません!

個人情報は絶対に伝えないようにしましょう

非通知や知らない番号からの電話は、不審な電話のおそれがありますので、普段から慎重になりましょう。電話の中で個人情報を聞き出そうとしているため、個人情報は絶対に伝えないでください。自動音声ガイダンスが流れた場合には、最後まで聞かずに電話をすぐ切ることも大切です。

特に高齢者には日頃から身近な家族や周りの人の見守りも大切です

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる周りの方が日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、変化にいち早く気づくことがとても重要です。遠くに離れて暮らしている場合でも、定期的に電話をして様子をうかがい、不審な電話があった場合には個人情報を伝えないように伝えてください。

不安に思った場合や、個人情報を伝えてしまった場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等や警察へ相談しましょう

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999

受付時間 (平日) 9:00~16:30

浜中町に道内 72 番目の消費者被害防止ネットワークが設置

(一社)北海道消費者協会教育啓発グループ

浜中町は令和 7 年 1 月 1 日に「浜中町消費者被害防止ネットワーク」を設置しました。北海道の市町村で 72 番目の設立になりました。浜中町は、既に平成 23 年 6 月「浜中高齢者見守りネットワーク」を設置して、地域包括支援センターが中心となって高齢者等を見守りすることで家族や地域社会から孤立することがないように活動をしてきました。ネットワークに参加している事業者及び関係機関も多岐にわたっています。このたび「浜中町高齢者見守りネットワーク」に、浜中町消費者行政部局と浜中町消費者協会が新たに加わることで、高齢者を含む地域住民に向けて消費者被害防止の早期発見や早期解決の強化に繋がっていくことが大いに期待されています。

事業者及び関係団体は、次のとおりです。

浜中町役場関係課、浜中町自治会連合会、浜中町民生児童委員協議会、浜中町老人クラブ連合会、浜中町女性協議会、浜中消費者協会、釧路方面厚岸警察署、浜中消防署、浜中町内各郵便局、浜中町商工会、浜中町社会福祉協議会、浜中診療所、介護サービス事業所、その他町長が認める機関

北海道消費者被害防止ネットワーク幹事会を開催(1/28)

北海道消費者被害防止ネットワーク事務局

北海道消費者被害防止ネットワーク(以下、ネットワーク)は、令和 7 年 1 月 28 日に幹事会を開催しました。幹事の北海道消費者安全課、北海道警察本部警察相談課、生活安全企画課及び北海道立消費生活センターが参加しました。主な議題は、令和 6 年度定例会議の開催に関するものです。出席者からはかたがた意見をいただきました。

構成団体(現在 44 団体)の皆様の日頃の取組状況を情報収集したものを共有して、今後の消費者被害防止活動に繋げていきたいと考えています。

特別相談「消費者トラブル 1 1 0 番」の開催が決定

北海道立消費生活センター相談支援 G

北海道立消費生活センターは、毎年 2 回、休日に特別相談を開催しています。日中や平日に利用できない人に好評です。消費生活に関するトラブルについて、消費者からのご相談を、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が一緒にお電話・面談で伺います。開催日は令和 7 年 3 月 8 日(土曜日)です。

面談での相談をご希望の方は、事前予約が必要です。詳しくは、北海道立消費生活センター相談支援グループまでお問い合わせください。 電話 011-221-0110

約 5,300 万円のSNS型投資詐欺発生！（1／15）

北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係

札幌市西区居住の50代女性が約 5,300 万円をだまし取られる SNS 型投資詐欺被害が発生しました。

令和 6 年10月頃、被害者がSNS上の有名投資家を名乗る者の広告をタップしたところ、別の SNS に誘導され、同 SNS のグループトークに招待されました。

同グループ内では投資に関する情報や「私も指示に従ってこれだけ儲かった」などの書き込みがあり、被害者は、指南役やアシスタントと呼ばれている者から

「アプリ内で仮想通貨を売り買いすることで利益が出る」

「今入金すれば利益が出る」

「今を逃せばチャンスがない」

などと言われ、指定されたアプリをインストールし、指定された口座にインターネットバンキングを使って振り込むと、同アプリ上では、利益が出ているように表示されていたことで、信用してしまい、令和6年11月 11 日から 令和7年1月12日までの間、**インターネットバンキングや ATM で現金を合計 27 回振込み、約 5,300 万円**をだまし取られました。

被害者は、毎回、異なる名義の口座（個人口座や会社名義の複数口座）に振込みし、利益を引き出そうとすると、様々な理由をつけられて、引き出せず、不審に思って、被害に気付きました。

被害に遭わないため

- ・ 安易な儲け話はないこと
- ・ SNS などでは知り合った面識のない人からお金の話が出たら、お金を振込むなどの行動を起こす前に必ず警察や家族に相談することと、被害を拡大させないために 複数の異なる名義の口座への振込は詐欺ですので、少しでも不審に感じた場合は、振込を続けず、すぐに相談することを徹底していただくとともに、ご家族や知人の方々にもお伝え願います。

【金融機関の皆様へ】

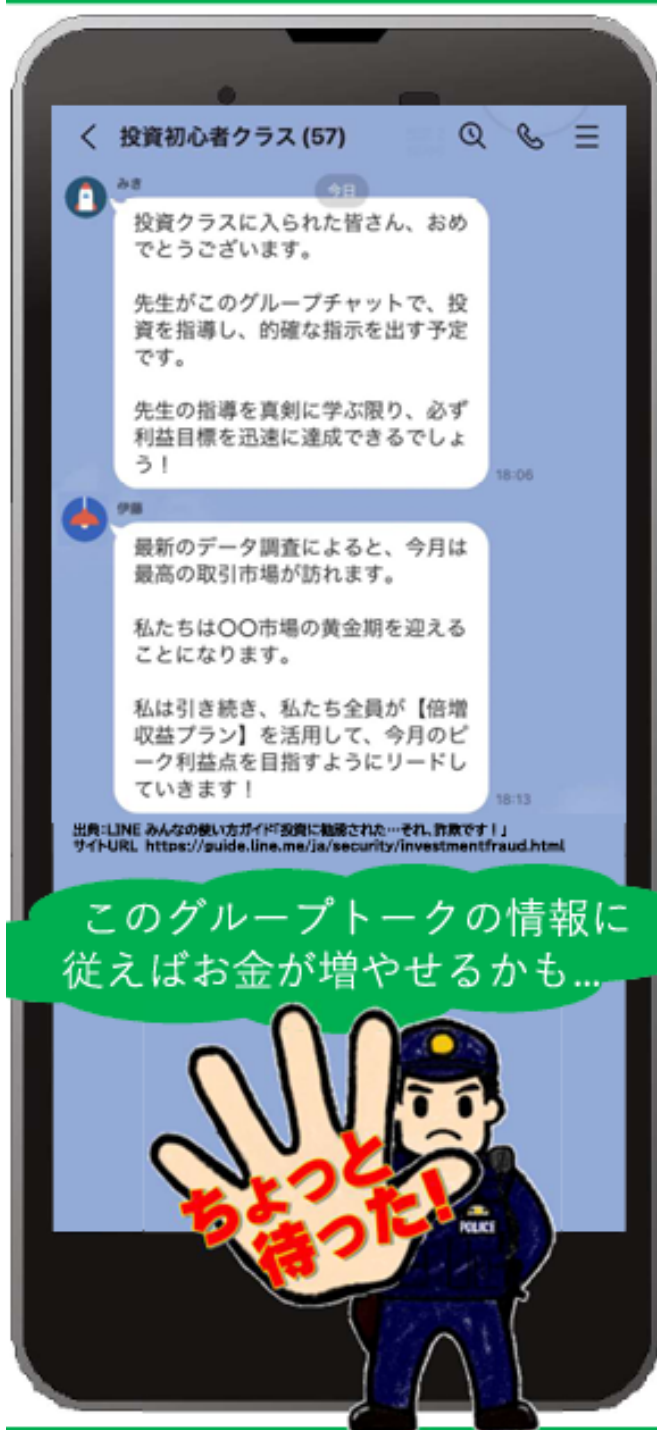
- 詐欺被害者は、高額現金を引き出したり、振り込んだりすることが予想されます。声掛けやモニタリングの強化をいただき、積極的な通報をお願いします。

【すべての事業者等の皆様へ】

- この情報は、できる限り多くの道民の皆様には伝達できますよう、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して転送するなど、広く情報提供をお願いします。

警察相談専用電話 #9110

LINEのグループトークを 悪用した**投資詐欺**被害急増！



Instagram、Facebook、Xなど
SNSの**投資に関する
広告をクリック**したり、
突然招待されるなどの
方法により、投資に関するLINEの
グループトークに参加し、
投資と称してお金をだまし
取られる被害が急増しています。

LINEのグループメンバーは全部 サクラかも？！

- 全て犯人が書き込んでいる偽メッセージ
かもしれません。

相手は金融庁に登録をしている 業者ですか？

- 金融商品を取扱うには金融庁への登録
が必要！登録がなければ違法です！
- 登録されている業者は金融庁のホーム
ページに公開されていますので確認を！

著名人をかたる相手は本物 ですか？

- 面識のない著名人から突然連絡が
くるでしょうか。